

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する考え方について(ポイント)

1. 事業主負担の総額 73.8億円/年度

2. 特別事業主の要件

(1) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場等に掲げられている事業場を選び出す。

(2) (1)により選び出した事業場のうち以下の具体的要件をすべて満たす事業場の事業主を特別事業主とする。

○事業場における累計の石綿の使用量が1万トン以上であること。

○事業場の所在する(所在していた)市区町村の中皮腫による死亡数(人口10万人当たり)が全国平均以上であること。

○事業場における石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数(船員保険の災害補償認定件数を含む。)(平成16年度までの合計)が10件以上であること。

(参考)特別事業主は4社となる見込みである。

今回の諮問に関わる部分

3. 特別拠出金の額の算定方法

(1) 事業主負担の総額を「石綿の使用量分」及び「指定疾病の発生状況分」に按分する。

注:指定疾病の発生状況については、労災認定件数に170を乗じることにより石綿の使用量に換算する。

(2) 各特別事業主の該当事業場における石綿の使用量及び指定疾病の発生状況がそれぞれ全体に占める割合に基づき「石綿の使用量割額」及び「指定疾病の発生状況割額」を算定し、その合計額を特別拠出金の額とする。

注:該当事業場が複数存在する場合には、事業場ごとに算定された額を合算した額を特別拠出金の額とする。

(参考)特別拠出金の総額は338百万円/年度程度となる見込みである。

4. 一般拠出金率

事業主負担の総額から特別拠出金の総額を控除した額を直近の労災保険適用事業主等の賃金総額で除すことにより算定する。

また、一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用するため、一般拠出金率は0.01/1000単位で設定する必要があり、一般拠出金率は0.05/1000となる見込みである。